

建管第 1686号
令和7年(2025年)3月25日

関係部各課長 様

建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長

「建設業に属する業務を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の「確認結果票の作成に当たったの解説」の一部見直し等について

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業技術企画室ならびに環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室より、一部見直しを行った旨、通知がありましたので、関係職員へ周知をお願いします。

建設部建設政策局建設管理課
技術管理係 坂本
011-231-4111 (内線 29-161)